

# 山陽小野田市農業委員会

## 第26回

### 総会議事録

1. 開催日時 平成28年8月10日午後1時30分から午後2時47分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター2階 集団指導室

3. 出席委員

会 長	17	上 田 進
会長職務代理者	13	川 空 忠 男
委 員	1	松 村 孝 子
	2	大 田 チズ子
	3	中 富 高 義
	4	田 中 覺
	5	眞 鍋 喜久夫
	6	篠 原 佐二郎
	7	齊 藤 勇
	8	高 畑 憲 二
	10	二 井 太刀男
	11	福 間 武 勝
	12	木 村 芳 則
	14	村 上 俊 治
	15	縄 田 國 和
	16	田 尾 光 一
	18	辻 村 勝 好
	20	中 重 壽
	21	長谷川 邦 夫
	22	山 本 シゲ子
	23	松 本 隆 博
	24	水 津 治
	25	重 永 達 記

4. 欠席委員

9 伊 藤 周 作

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第100号 農地法第3条 権利の移動

議案第101号 農地法第4条 転用

議案第102号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

議案第103号 現況証明願

報告第52号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第104号 農用地利用配分計画について

その他

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 阿 武 恒 美

事務局次長 幡 生 隆太郎

## 7. 会議の概要

- 議長 只今より第26回山陽小野田市農業委員会総会を開会します。  
(起立、礼、着席)
- 本日の欠席委員は9番伊藤委員です。それでは議事日程のとおりに進めてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。本日の議事録署名委員は3番中富委員と4番田中委員にお願ひします。会議の書記は事務局です。
- それでは議事に入ります。議案第100号農地法第3条の規定による許可申請について上程します。なお、同一箇所のため番号29号、30号については一括して事務局より説明を求めます。
- 局長 まず、議案第100号番号29について議案書をもとに説明いたします。譲渡人が東京都□□□□番地□□□□号、□□□□。譲受人が大字□□□□番地、□□□□。土地の表示が大字□□□□番1、外1筆。地目が田と畑、面積が359㎡で農用地内、外です。権利の種類は売買による所有権移転です。自作面積は3,215㎡です。次に番号30について説明いたします。譲渡人が東京都□□□□番地□□□□号、□□□□。譲受人が大字□□□□番地、□□□□。土地の表示が大字□□□□番1、地目が畑。面積が199㎡で農用地内です。権利の種類は売買による所有権移転です。本案件は遠隔地で耕作ができないため、申請地付近の農家に譲り渡すものです。農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議の程お願ひします。
- 議長 現地調査報告をお願ひします。
- 11番 8月5日に事務局2名と上田さんの4名で現地調査を行いました。2ページをご覧ください。□□□□から3キロ、山の方に行ったところになります。現地は草が生えた状態で、田畑の現状はありませんでした。自作面積も3,215㎡ありますので問題となる事項はございません。
- 議長 何か質問はございませんか。
- 14番 この地域は法人に入っているのですが。
- 4番 入っています。
- 14番 □□□□さんと□□□□さんはそれぞれが3,215㎡ずつ、自作面積があるのですか。
- 局長 農業経営をしているのが□□□□さんと□□□□さん、そしてお父さんの□□□□さんです。□□□□さんが3,215㎡耕作されています。他にも土地はありますが、法人に預けておられます。所

有面積は多いですが、自作の面積は3,215㎡となります。譲り受ける土地を子どもさんの名義にするということです。農業を□□□□さん、□□□□さん、□□□□さんの3人で行っています。

議長 他に質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。まず番号29について賛成の方の挙手を求めます。

(全委員 賛成)

議長 全員賛成により議案第100号番号29については承認いたします。次に番号30について賛成の方の挙手を求めます。

(全委員 賛成)

議長 全員賛成により議案第100号番号30については承認いたします。

次に農地法第4条の規定による許可申請について上程します。事務局より説明を求めます。

局長 議案第101号番号26について議案書をもとに説明いたします。申請人が大字□□□□番地、□□□□。土地の表示が大字□□□□番9、外1筆。地目が田、面積が1,689㎡の内491.59㎡で用途地域内です。転用の目的は農家住宅です。本案件は現在の自宅及び農業用倉庫が公共移転のため、申請地に自宅と農業用倉庫を建設しようとするものです。申請地は都市計画法に規定する用途地域内の第3種農地と判断されます。ご審議の程お願いします。

議長 現地調査報告をお願いします。

11番 9ページをご覧ください。□□□□の方に向かって行くと□□□□や□□□□が左にある道路で、□□□□橋から西側に200m行ったところになります。□□□□の□□□□があった位置です。周りは全て□□□□さん所有の田です。10ページにありますように、□□□□-9の203㎡と□□□□-3の1,486㎡を申請されました。現状は雑草が生えており、田んぼを作っている様子はありませんでした。道、水路もきちんとしており問題はございませんでした。土地改良区の承諾も得ているそうです。

議長 何か質問はございませんか。

15番 10ページに点線がありますが、この地番は□□□□-10だけですか。

11番 □□□□は□□□□のようで、伊藤□□□□さん所有の雑種地です。

15番 1筆ですね。

11番 そうです。

15番 □□□□さんの雑種地の564㎡は残りですね。

11番 564㎡は□□□□-10の面積です。

事務局 □□□□－１０ですが、面積は５６４㎡で、今回の申請に係る用地の面積は３６５．２０㎡になります。残りは１９９．０２㎡です。

４番 今回の転用は全て田んぼの転用ですか。

事務局 農地転用に係る農地の面積は□□□□－３の１，４８６㎡の内４１３．０５㎡。雑種地の下側の□□□□－９の２０３㎡の内７８．５４㎡です。

１４番 面積が雑種地を含めると８００㎡を越え、建築面積が約１７０㎡ですが、どのくらいの面積まで認めるのですか。土地の形状によって違うと思いますが。

局長 農地法の施行規則で一般住宅はおおむね５００㎡、建ぺい率が２２パーセント以上。農家住宅の場合は１，０００㎡以下となっております。今回の件につきましては施行規則に基づき適正に申請がされています。

４番 □□□□－３は線路側まで全て転用をしたら良い。農家住宅は１，０００㎡以下なら認められるのだから。残った農地を耕作するのは難しいと思う。

局長 本人曰く、線路に近いといろいろ問題が生じるので、少し離れたとのこと。今後、進入口を作ったり畑作したりすることも考えているようです。

１４番 議案に載せてある図面で、間取り等の図面はいらないのではないかな。

事務局 平面図で間取り等の図面は必要ないということですか。

１４番 必要ないのではなく、あえて提出を求めなくてもいいのではないかな。

局長 一番気になるのがトイレと排水です。排水がどちらの側溝に流れるか、農業用水路に流れるのかがわかるように、出来ればトイレの位置などが表示された図面は必要と思っています。

議長 他に質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。番号２６について賛成の方の挙手を求めます。

(全委員 賛成)

全員賛成により議案第１０１号番号２６については承認といたします。次に農地法第５条の規定による許可申請について上程します。事務局より説明を求めます。

議長 議案第１０２号番号９９について議案書をもとにご説明いたします。譲渡人が宇部市□□□□番地、□□□□。譲受人が□□□□号、□□□□。土地の表示が大字□□□□番１６、地目が畑。面積が２０３㎡で農用地外です。転用の目的は駐車場、資材置場です。本案件は、購入した自宅前の土地について、□□□□方面の業務を

行うにあたり建設資材を保管するため、資材置場及び駐車場を建設しようとするものです。申請地は第1種農地を対象とした事案ですが、住宅で集落に接続して設置するもので農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となります。ご審議の程お願いいたします。

議長 現地調査報告をお願いします。  
11番 18ページ、19ページをご覧ください。□□□□川沿いの□□□□地区で、□□□□がある位置から東に100m行ったところになります。□□□□さんの自宅を購入した□□□□が、道を挟んで南側にある畑を購入するということです。高台になって草が生えた状態です。駐車場等にする際、盛土は必要なく現状のままで整地すれば利用できる土地です。水路関係もそのままの状態を利用し、境界も杭が打ってありました。問題になる事項はございません。

議長 何か質問はございませんか。  
13番 □□□□さんはどういった方ですか。  
11番 建設会社です。  
局長 名称が有限会社□□□□。宇部の建設会社です。建築工事、土木工事等をしております。代表者が□□□□さんです。居宅と併せて前側の農地も購入するということです。

議長 他に質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。番号99について賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員 賛成)

議長 全員賛成により議案第102号番号99については承認といたします。続いて番号100について事務局より説明を求めます。

局長 議案第102号番号100について議案書をもとに説明いたします。貸付人が大字□□□□番地1、□□□□。借受人が下関市□□□□号□□□□、□□□□。土地の表示が大字□□□□番3、地目が畑。面積が290㎡で農用地外です。転用の目的は太陽光パネルの設置です。本案件は、太陽光パネルを設置し、土地を維持管理しようとするものです。申請地は公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地と判断されます。ご審議の程お願いいたします。

議長 現地調査報告をお願いします。  
11番 有帆地区で、□□□□のところから東に600m行くと現地がございます。現地には農作物はなく、雑草が生えていました。21ページをご覧ください。□□□□の隣に太陽光パネルが設置されています。残りの農地に太陽光パネルを設置しようとするものです。土地の高低は現状のままで、既に設置されている太陽光パネルと同じにするそうです。隣の田んぼも全て雑草が生えているので問題はな

- いと思います。
- 議長 何か質問はございませんか。
- 18番 太陽光の反射の問題で訴訟問題が起こっているとテレビで観ました。こういったことについて農業委員会は関与する必要はないのですか。
- 局長 県から特に指導はされていません。地元での協議になるかと思えます。太陽光の熱や反射について特段の指示は出ていません。
- 20番 譲受人は下関の方ですが、譲渡人の関係は何ですか。
- 局長 親子です。
- 議長 他に質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。番号100について賛成の方の挙手を求めます。
- (全委員 賛成)
- 議長 全員賛成により議案第102号番号100については承認いたします。続いて番号101について事務局より説明を求めます。
- 局長 議案第102号番号101について議案書をもとに説明いたします。譲渡人が大字□□□□番地6、□□□□。譲受人が大字□□□□番地3、株式会社□□□□。土地の表示が大字□□□□番1、地目が田。面積が821㎡で農用地内です。転用の目的は資材置場です。本案件は管理できなくなった農地を譲り受け、建設資材などの資材置場を建設しようとするものです。申請地は第1種農地を対象とした事案ですが、住宅で集落に接続して設置するもので、農地法施行規則第33条第4号に該当し許可の対象となります。なお本案件は農用地除外後施行といたします。ご審議の程お願いいたします。
- 議長 現地調査報告をお願いします。
- 11番 25ページをご覧ください。□□□□上流で□□□□号線に向かって行くと□□□□があります。□□□□から橋が架かっていて、□□□□に抜ける道があります。その橋を渡ったすぐの場所になります。堤防沿いで高低差が3m位あります。申請地の上は宅地になっています。資材置場にするためには3m以上の盛土をしなければ使えないと思いました。入り口も□□□□に行く道から今後、別に新しい進入路を作るとのことでした。水路はきちんと整備されており問題はございません。
- 議長 何か質問はございませんか。
- 20番 入り口はどこですか。
- 11番 今は大きい入り口はありません。埋立てをして、□□□□に抜ける道に出られるよう進入路をつくるそうです。
- 局長 補足です。27ページをご覧ください。図面の上に進入口と書い

てあり、現在の計画ではこのようになっていますが、この進入口は河川敷の道路に接し、河川法にも関係してきます。したがって、土木課との協議の結果、市道の□□□□に行く道路からも進入することができるよう計画しています。

4 番 先行して農地法の許可が下りて河川法の許可が下りなかったらどうなるのですか。

局長 今協議をしています。

4 番 市道の加工申請も出ていないのですか。

局長 出ていません。今から手続きをしていきます。

4 番 両方、許可が下りなかったら今回の農地転用はどうなるのですか。

局長 事前に宇部土木との協議をするように伝えていきます。所有権が移った段階で所有者が河川法の申請をします。農地転用で所有権を移転してから建設会社が宇部土木建築事務所と協議を始めます。

議長 他に質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。番号101について賛成の方の挙手を求めます。

(全委員 賛成)

議長 全員賛成により議案第102号番号101については承認いたします。次に議案第103号現況証明願いについて上程します。事務局より説明を求めます。

局長 議案第103号番号36について議案書をもとにご説明いたします。申請人が宇部市□□□□番地125、□□□□株式会社。土地の表示が大字□□□□番、地目は田。面積が1,812㎡で農用地外です。現況は原野となっております。申請地は25年程度前から放置された状態で現在雑草、灌木が茂っています。周囲三方が山林であり、今後農地として利用することが難しく、非農地証明に至ったものです。ご審議の程お願いいたします。

議長 現地調査報告をお願いします。

11 番 29ページをご覧ください。県道□□□□線で□□□□入り口から1キロくらい手前になります。木が生えており山の一部のような状態でした。田ではありません。

議長 何か質問はございませんか。

15 番 □□□□は何をする会社ですか。

6 番 元は□□□□です。

局長 なぜ現況を変えるのかを聞きました。山林の部分については太陽光パネルを計画しているそうです。今回の申請地がそれに該当するのかわかりません。周囲は太陽光パネルを設置して利用するそうです。

20番 北側は全部田んぼになっているが耕作しているのですか。  
6番 耕作しています。ちょうど山と田んぼの境になっています。

11番 □□□□-1、□□□□-3、□□□□は田んぼで、2、3年前  
まで植えていたようですが、今は何もしていません。しかし、すぐ  
に田んぼに戻せる状態でした。

4番 □□□□が農地を取得した目的は。どうやって取得したのです  
か。

事務局 現況証明の理由書には昭和15年7月21日に売買により取得  
したと書いてあります。

4番 農地法が出来る前になるのですね。  
局長 所有権移転が昭和15年となっております。

23番 太陽光パネルを設置すると発言されましたが、進入路はどうする  
のですか。  
局長 将来、太陽光パネルの設置を計画していると聞いていますが、ま  
だ図面的なものではできていないと思います。周りが山林で太陽光パ  
ネルは広域に跨ると思いますので、進入路については別の位置が考  
えられます。道路と水路があるので公共物の廃止等も考慮したと  
き、ここに農地があることによって公共物の必要性が生じてくるの  
で、非農地化することによって公共物の廃止、払下げが可能となる  
と思います。

23番 進入するために□□□□さんの田んぼを購入されるのではない  
かと思いました。山林の方に進入路を作るとは思っていなかったの  
で。

6番 進入路は東側に大きな道路があります。  
議長 他に質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入  
ります。番号36について賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員 賛成)

議長 全員賛成により議案第103号番号36については承認といた  
します。次に報告第52号農地法第18条第6項の規定による通知  
を議題とします。事務局より報告を求めます。

局長 今月の農地法第18条第6項の規定による通知は番号94の1  
件です。賃借人が大字□□□□番地、□□□□。賃貸人が大字□□  
□□番地、□□□□。土地の表示が大字□□□□番1、地目が田。  
面積が2,136㎡で農用地内です。現契約を合意により解約する  
ものです。

議長 何か質問はございませんか。  
4番 □□□□さんは他に誰かと契約をしていますか。  
局長 契約しているのはこの1件です。他は自作です。

議長 他に質問はございませんか。無いようでしたら報告第52号は終わります。次に議案第104号農用地利用配分計画について上程します。事務局より説明を求めます。

議長 議案第104号農用地利用配分計画（案）について説明いたします。山陽小野田市長より平成28年8月10日付で農用地利用配分計画（案）の決定を求められております。今月の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による案件は整理番号1番、2番の2件、2筆、1,966㎡です。ご審議の程お願いいたします。

議長 何か質問はございませんか。

21番 契約期間で8月からとなっておりますがどうしてですか。

3番 今からだと麦が間に合わない。

21番 現在、作付けはしていないのですか。

5番 □□□□が水稻をつくっています。

議長 他に質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第104号について賛成の方の挙手を求めます。

（全委員 賛成）

議長 全員賛成により議案第104号については承認といたします。

次にその他について事務局よりお願いします。

局長 3点ございます。まず、8月1日より農地利用状況調査を開始しました。山本、岡田調査官が農業委員に連絡を取りながら現地の調査を行います。例年どおりよろしく申し上げます。本年はこの調査が初めての事務局員もおおり、内容把握のため事務局の職員が調査する区域もあります。この農地利用状況調査について少し内容を説明します。農地法では、農業委員会は毎年1回、すべての農地について利用状況調査をすることが義務付けられています。また、この調査の結果、遊休農地と判定した場合、農地利用意向調査を実施して改善を求めることとされています。改善がされていない農地については農業委員会が勧告を行い、今回の地方税制の改正により来年度の固定資産税が1.8倍になります。勧告の対象にならないものは、遊休農地の改善をしたもの、周辺の状況などから山林化したもの、進入路や水路などが無く農地として利用困難なもの及び農地中間管理機構に預けたいとの意向を示したものです。従って、圃場整備などの土地改良事業を実施した農地、埴生干拓等の条件の良い農地などの優良農地の中の遊休農地は、そのまま放置しますと必ず勧告の対象となり、課税が強化されます。自分で管理すると言ったが健康上の都合などで機構に預けたいなど、意向を変更したいという希望があれば10月中旬頃までなら受け付けます。このことは、農業

委員の皆さんも知っておいていただければと思います。機構への登録には手続きが必要となります。遊休農地の相談などがあれば、随時対応をお願いします。

次に8月19日（金）午後、農業委員の研修を宇部市文化会館で行います。開催案内を議案と併せて送付しましたが、都合の悪い方は申し出てください。また、マイクロバスの乗車場所についても変更があれば帰りまでに申し出てください。

委員の視察研修を11月17日木曜日、18日金曜日に大分方面で行います。視察場所については、先般、大分市の農業委員会が「花の海」に来た際、候補地を探してくれるよう依頼しました。決まりましたら皆様にお知らせします。この2日間は予定に入れておいてください。

次回の現地審査は9月5日、月曜日の9時から、中重委員、木村委員でお願いします。総会は9月9日金曜日の13時30分から保健センター2階集団指導室で行います。

議長 以上をもちまして第26回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

(起立、礼)

議長 お疲れ様でした。

閉会 14時47分

山陽小野田市農業委員会  
会 長

議事録署名委員  
3 番委員

議事録署名委員  
4 番委員